

山梨県公報

第千二百六十八号

平成十四年

二月二十八日

木曜日

目次

建設工事等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………九九
 河川区域の指定の一部改正……………一〇〇
 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等……………一〇〇

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………一〇〇
 平成十三年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者……………一〇一
 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………一〇一
 車両制限令第三条第一項第二号イに定める道路の指定……………一〇一
 土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一〇一
 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一〇二
 公安委員会……………一〇二
 遊技機の型式の検定……………一〇二

告 示

山梨県告示第六十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する建設工事の請負並びに建設工事に係る測量・調査、設計及び監理の委託並びに土木施設(道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。以下同じ。)(の維持管理業務に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。))に参加する者に必要な資格等を次のように定め、平成十四年三月一日から適用し、建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(平成十年山梨県告示第五百八十四号)は、廃止する。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天 野 建

一 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- 1 令第六百六十七条の四第一項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定に該当する者
- 2 令第六百六十七条の四第二項(令第六百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。)(の規定により競争入札に参加させないこととされている者

建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

二 建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格

二 競争入札に参加しようとする建設工事について、法第二十七条の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)(の申請が、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の八月一日をいう。以下同じ。)(の直前に到来する事業年度の終了の日の翌日から当該受付の日までの間になされること。

1 競争入札に参加しようとする建設工事に係る建設業について、建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条の規定による許可を受けていること。

2 競争入札に参加しようとする建設工事について、法第二十七条の二十三の規定による審査(以下「経営事項審査」という。)(の申請が、審査基準日(当該建設工事に係る競争入札参加の資格審査受付の日の直前の八月一日をいう。以下同じ。)(の直前に到来する事業年度の終了の日の翌日から当該受付の日までの間になされること。

3 審査基準日の直前に到来する事業年度の終了の日まで引き続き一年以上、第一号の許可を受けて建設業を営んでいること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

4 審査基準日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって、二十四月になるまでの事業年度において、競争入札に参加しようとする建設工事と同一の種類の建設工事を、第一号の許可を受けてから完成させた実績があること。ただし、知事が適当と認められた者については、この限りでない。

三 建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託に係る競争入札に参加する者に必要な資格

次の各号のいずれかに該当すること。ただし、知事が適当と認められた者を除き、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日まで引き続き一年以上(第一号又は第五号に該当する場合にあっては、登録の日から一年以上)営業していること、及び第一号から第五号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、知事が別に定める日の直前の事業年度の終了の日からさかのぼって二十四月になるまでの事業年度において、登録を受けている業務を完成させた実績があること。

1 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)(第五十五条第一項の規定により登録を受けていること。

2 建設コンサルタント登録規程(昭和五十二年建設省告示第七百十七号)(第二条第一項の規定により登録を受けていること。

- 3 地質調査業者登録規程（昭和五十二年建設省告示第七百十八号）第二条第一項の規定により登録を受けていること。
 - 4 補償コンサルタント登録規程（昭和五十九年建設省告示第千三百四十一号）第二条第一項の規定により登録を受けていること。
 - 5 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条第一項の規定により一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。
 - 6 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る委託業務について、知事が適当と認める者であること。
- 四 土木施設の維持管理業務に係る競争入札に必要な資格
- 次の各号のいずれかに該当すること。
- 1 二の建設工事の請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者
 - 2 物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）の資格審査に基づく物品等競争入札参加資格の営業種目の森林整備の資格を有する者。ただし、土木施設のうち治山林道施設等の維持管理業務に限る。
 - 3 前各号に掲げるもののほか、当該競争入札に係る維持管理業務について、知事が適当と認めた者
 - 5 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める建設工事等入札参加資格審査申請書を提出すること。

山梨県告示第六十三号

一級河川須玉川に係る河川区域の指定（昭和四十九年三月十八日山梨県告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

第三号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡北地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第百六十七条の五第一項及び第百六十七条の十一第二項の規定に基づき、県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札

（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成十四年三月一日から適用し、物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十二年山梨県告示第百五十五号）は、廃止する。
平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 競争入札に参加することができる者
競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
- 1 令第百六十七条の四第一項（令第百六十七条の十一第一項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- 2 令第百六十七条の四第二項（令第百六十七条の十一第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により競争入札に参加させないことができる」とされている者
- 3 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
- 4 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者
- 二 競争入札参加の資格審査を申請する者は、別に定める物品等競争入札参加資格審査申請書を提出すること。

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年二月四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人 メディカルケア協会
 - 2 代表者の氏名 藤原洋
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市朝日五丁目十二番九号

4 定款に記載された目的

本会は、福祉サービスを必要とする者が心身ともに健やかに育成されるべきであるとの福祉社会の重要性に関する認識に基づき、福祉と医療の連携を図りつつ、科学的でかつ適正な医療を普及することを目指し、また福祉と医療に関する各種サービスを提供する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

平成十三年度山梨県林業改良指導員資格試験合格者

山梨県林業改良指導員資格試験条例（昭和六十年山梨県条例第十九号）第二条の規定により実施した平成十三年度山梨県林業改良指導員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建
山岸稔 千原麻由 新井隆介 金真美 乙黒正也 廣瀬光一郎

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十四年三月二十八日まで縦覧に供する。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 1 名称 オギノ双葉店・くろがねや双葉店
- 2 所在地 北巨摩郡双葉町竜地字古氏神三千二百八十五番地

二 届出の内容及び公告日

- 1 内容 新設
- 2 公告日 平成十三年八月十六日

三 意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

- (-) 駐車場の位置及び構造等
- ア 駐車場出入口の交通対策
 - イ 交通誘導員の配置

2 騒音の発生に係る事項

(-) 騒音問題に対応するための対応策について

付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

四 意見を述べた日

平成十四年二月十二日

車両制限令第三条第一項第一号イに定める道路の指定

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を、次のとおり指定する。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道一四〇号	山梨県甲府市横根町九六四番地先から山梨県甲府市向町三〇七番の一地先まで
一般国道一四一号	山梨県東八代郡中道町大字下曾根二八二番地先から山梨県西八代郡市川大門町大字高田字大正一八〇番の一地先まで
県道葎崎櫛形豊富線	山梨県北巨摩郡高根町大字箕輪字大林原三一九八番地先から山梨県北巨摩郡高根町県界まで
県道今諏訪北村線	山梨県中巨摩郡若草町大字鏡中条字知光一五〇六番地先から山梨県中巨摩郡田富町白井阿原字霞原一五七七番の2地先まで
県道若草双葉線	山梨県中巨摩郡白根町大字在家塚字柳原五三一一番の一地先から山梨県中巨摩郡若草町大字浅原字中河原一九七番の六地先から山梨県中巨摩郡白根町大字上今諏訪字宮東三七六番の一地先まで

二 指定する期日 平成十四年四月一日

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三十九条第一項の規定により、次

のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 組合の名称

昭和町田富町鍛冶新居土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡田富町白井阿原三百一番地の一

三 設立認可の年月日

平成二年七月三日

四 変更後の事業施行期間

平成二年度から平成十五年度まで

五 変更認可の年月日

平成十四年二月十八日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町上三條字河原九四六の三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

中巨摩郡玉穂町上三條二百五十一番地四 遠藤欣也

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十四年二月二十八日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡玉穂町井之口字今川一〇九二の四

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県所沢市山口千四百四十六番地の十六 栗山直規

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

平成十四年二月二十八日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

申請者氏名又は名称及び住所	型式の概要	型式名	製造者又は輸入業者名	検定番号
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一号	遊技機の種類及び区分 ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第一） 第一種特別電動役物	CR江戸子源さんM6	株式会社三洋物産	一〇〇五八九
株式会社三洋物産 代表取締役 役 金沢要求 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目九番二一号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二） 第一種特別電動役物	CR江戸子源さんL7	株式会社三洋物産	一〇〇六〇五
株式会社大都技研 代表取締役 役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回転式遊技機 規則第六条第二号（別表第五）	ガンガン	株式会社大都技研	一四〇六七二
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ（別表第二）	CR火花師助太	マルホン工業株式会社	一〇〇七〇〇

株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地	株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四六〇番地
第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物	第一種特別電 動役物
ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)	ぱちんこ遊技 機第六条第一号イ(別表第二)
CR64F	CR64F	CR64F	CR64F	CR64F	CR64F	CR64F	CR64F
株式会社藤商事	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共	株式会社三共
一〇〇六二八	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇	一〇〇七一〇

取締役 後藤常喜 愛知県名古屋市中砂町一四五番地	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖繩県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖繩県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖繩県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号
機第六条第一号イ(別表第二)	機第六条第一号イ(別表第二)	機第六条第一号イ(別表第二)	機第六条第一号イ(別表第二)
1	1	1	1
まさむら遊機	株式会社メイシー販売	株式会社メイシー販売	株式会社メイシー販売
	一〇〇六五三	一〇〇六五三	一〇〇六五三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番